

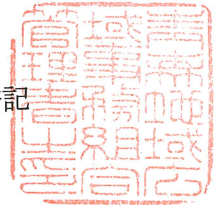
青森地域広域事務組合公告第1号

青森地域広域事務組合消防救急デジタル無線整備業務公募型プロポーザル 実施に係る手続き開始の公告について

下記の業務について、次のとおり公募型プロポーザルへの参加を要請します。

令和8年2月5日

青森地域広域事務組合
管理者 青森市長 西 秀記



1 業務の概要

(1) 業務名

青森地域広域事務組合消防救急デジタル無線整備業務

(2) 業務目的

消防救急デジタル無線とは、指令管制室内の119番通報受信装置等で得た災害情報を活動隊に送信する無線通信システムで、混信が起これにくく、通信に秘匿性がある独自の通信インフラである。

青森地域広域事務組合では、災害情報を効率的に伝達できる消防通信体制を維持することを目的として、令和9年度末までに消防救急デジタル無線の基地局等の更新を行い、令和10年度以降当該設備の保守管理を行うものである。

(3) 業務内容

「青森地域広域事務組合消防救急デジタル無線整備業務要求水準書」のとおり。

(4) 契約方法

公募型プロポーザルにより受託候補者を選定し、価格等の協議を経て、随意契約により委託契約を締結するものである。なお、受託候補者との協議において、両者が合意に至らなかった場合には、次点者との協議を行うものとする。

(5) 履行期間

契約締結の日から令和10年3月31日（金）まで

(6) 本業務における契約上限額

1,868,600,800円（消費税及び地方消費税を含む）

上記契約金額を超えた場合は、選定しない。

前払い金として請求する場合は、契約金額の3割を上限とする。

(7) 事務局（問い合わせ、提出先）

青森地域広域事務組合消防本部通信指令課

〒030-0861

青森県青森市長島2丁目1番1号 青森消防本部合同庁舎3階

電話番号：017-775-0851

メールアドレス：shobo-tsushinshirei@city.aomori.aomori.jp

※問い合わせ、提出等にあつての注意事項

土曜日、日曜日及び国民の休日を除く日の午前9時から午後5時までとする。

2 参加資格

公募型プロポーザルに参加する者は、次の要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加申込みの日において、会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (3) 参加登録申込書の提出期限から受託者確定の日までの期間、青森地域広域事務組合競争入札参加資格業者指名停止要領（平成27年4月1日施行）の規定による停止措置を受けていない者であること。
- (4) 手形交換所による取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でない者であること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 青森市暴力団排除条例（平成23年青森市条例第33号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと。
- (7) 参加申込の日において、青森地域広域事務組合競争入札参加資格等に関する規則（平成27年青森地域広域事務組合規則第13号）第2条の規定により、青森地域広域事務組合（以下「当事務組合」という。）の競争入札に参加する資格があると認定された事業者で、業種「電算システム等業務」、部門「システム等開発業務」及び業種「保守点検業務」、部門「通信設備点検業務」の両方に登録を有する事業者であること。
- (8) 元請として、消防救急デジタル無線システム装置を当事務組合と同等以上の管内人口の事務組合等への納入実績を有する事業者であること。ただし、事業承継及び社名等の変更があった場合は、それらを証明する書類等を提出すること。
- (9) 消防救急デジタル無線設備の機器製造業者又は機器製造業者から供給を受け、施工が行えるものであること。なお、参加にあたり、同一の機器製造業者又は機器製造業者から供給を受け、施工が行われる会社から1社のみの参加とすること。

3 公募型プロポーザルへの参加に係る資料等

- (1) 実施要領及び要求水準書の配布
実施要領及び要求水準書は、当事務組合のホームページに掲載する。
<http://www.city.aomori.aomori.jp/kouiki/top.html>
- (2) 配布期間
令和8年2月5日（木）から令和8年2月19日（木）まで

4 公募型プロポーザルへの参加申込

公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり参加表明を行うこと。詳細は「青森地域広域事務組合消防救急デジタル無線整備業務公募型プロポーザル実施要領」を参照すること。

- (1) 提出書類
参加登録申込書
市税（青森市税又は青森市税が課税されていないものは、主たる事業所が所在する市町村が課する市町村税）並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。（発行日から3ヶ月以内の書類）
営業所が青森市内にある場合は、市民税の納税証明書（発行日から3ヶ月以内の書類）
- (2) 提出期限
令和8年2月19日（木）午後5時00分まで（必着）

- (3) 提出先
「1 (7) 事務局 (問い合わせ、提出先)」に記載する事務局
- (4) 提出方法
持参又は郵送等 (送付記録が残る方法で郵送すること。) により提出すること。
ただし、郵送等の場合は提出期限内必着とする。

5 提案書に求める内容、提出期限・方法等

参加登録申込書提出者は、次のとおり提案書を作成し提出すること。

- (1) 提案書に求める内容
「青森地域広域事務組合消防救急デジタル無線整備業務公募型プロポーザル実施要領」を参照し提案書等を作成すること。
- (2) 提出期限
令和8年3月5日 (木) 午後5時00分まで (必着)
- (3) 提出先
「1 (7) 事務局 (問い合わせ、提出先)」に記載する事務局
- (4) 提出方法
持参又は郵送等 (送付記録が残る方法で郵送すること。) により提出すること。
ただし、郵送等の場合は提出期限内必着とする。

6 受託候補者の決定

- (1) 審査委員会の設置
受託候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、「青森地域広域事務組合消防救急デジタル無線整備業務公募型プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置する。
- (2) 審査方法
審査委員会に対し提案内容に係るプレゼンテーションを行い、質疑応答を経た上で企画提案書の内容と合わせて総合的に評価し、最も合計得点の高い者を受託候補者として選定する。
 - ア 実施日：令和8年3月17日 (火)、予備日3月18日 (水)
 - イ 実施場所：青森県青森市長島2丁目1番1号 青森消防本部合同庁舎
 - ウ 1企画提案者あたり30分程度 (説明20分、質疑応答10分程度)
 - エ 機器の準備：プロジェクター、スクリーンは事務局が準備する。パソコン等のプレゼンテーションに必要な機材については、企画提案者が用意すること。
- (3) 選定結果
選定結果については、審査終了後、自己の結果のみを参加者に書面で通知する。

7 契約事項

受託候補者と企画提案書等について協議 (協議の内容によって提案内容の一部を変更することができる。) の上、地方自治法第234条に定める随時契約の方法によって委託契約を締結するものとする。ただし、当該協議が不調のときは6の(2)による順位が高い者から順に契約締結の協議を行う。

8 その他留意事項

- (1) 企画提案書等の作成・提出、委託契約の組合との協議に係る費用は全て企画提案者の負担とする。
- (2) 企画の提案は、1事業者1提案までとする。
- (3) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。

- (5) 提案内容については、見積金額以内で全て実施できることを確約したものとみなす。
- (6) 詳細は「青森地域広域事務組合消防救急デジタル無線整備業務公募型プロポーザル実施要領」による。

9 特記事項

本業務の実施については、青森地域広域事務組合議会における予算の成立が前提となることから、討議予算の否決や減額の場合は、当プロポーザルを中止する場合があるため、あらかじめご了承ください。なお、中止する場合は、参加表明業者へ個別に連絡します。

10 主なスケジュール

No	手 続	日 程
1	プロポーザル実施の公告	令和8年2月5日（木）
2	参加表明の受付	令和8年2月5日（木） から 令和8年2月19日（木） 午後5時00分まで
3	質問の受付	令和8年2月5日（木） から 令和8年2月19日（木） 午後5時00分まで
4	参加資格結果の通知	令和8年2月24日（火）
5	質問に対する回答	令和8年2月26日（木）
6	提案書等の受付	令和8年2月26日（木） から 令和8年3月5日（木） 午後5時00分まで
7	提案書の説明（プレゼンテーションの実施）	令和8年3月17日（火） 予備日3月18日（水）
8	審査結果の通知	令和8年3月下旬

※日程については、当事務組合の都合により変更する場合がある。